

生駒市条例第 2 2 号

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年 1 0 月生駒市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項を削る。

第 3 条中「（乳幼児以外の子どもにあつては、入院に係るものに限る。）」を削る。

第 4 条第 1 項中「乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする」を削り、「乳幼児である」を「子どもである」に改め、同条第 2 項中「前項の」を削り、「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。